

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十六号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十六号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君） 二時十分まで休憩いたします。

午後一時五十四分 休憩

午後二時十一分 開議

○議長（田村市郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十一 議案第三十七号 福生中央排水区（中央五号）S-

五十九号の一工事請負契約を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第三十七号 福生中央排水区（中央五号）S-五十九号の一工事請負契約について説明申し上げます。

本件は、熊川地区における雨水排水路の整備を図るべく福生中央排水区（中央五号）工事を施行いたそうとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御議決を得るべく提案申し上げます。

それでは、本工事の概要について、資料の案内図によりまして御説明申し上げます。

すでに御案内のとおり、本排水区の幹線につきましては、昭和五十五年度から最下流の清水坂下下の川へのはけ口より着手いたしまして、

昭和五十八年度までに、本工事の起点となります。熊川一、三五三番地先までの間、延長一千三百十四メートルにわたり、幹線管渠埋設工事を完了しております。

本工事は、この幹線の上流でございまして、熊川一、三五三番地先の五丁橋の上に位置いたしますところのわうつけ街道の十字路から、熊川一、四三三番地先の若葉保育園手前までの延長三百二十五、六五メートルの区間に、内径一メートルの排水管を七十九メートル、それから内径九百ミリの排水管を二百二メートル、内径八百ミリの排水管五十四、六五メートルをおのおの推進工法により施行しようとするものでございまして、

次に、請負契約の内容につきまして御説明申し上げます。

契約の目的は、福生中央排水区（中央五号）S一五十九その一工事でございまして、

契約の方法は、指名競争入札による契約でございまして、指名業者数は十六社でございまして、

契約の金額は、一億三千三百五十万円となっております。

なお、この入札経過につきましては、次ページの資料に記載のとおりでございまして、御参考にしていただきたいと思います。

次に、工期でございまして、契約確定の日から昭和六十年三月二十日までと相なっております。

契約の相手方は、東京都文京区後楽二丁目二番地八号 五洋建設株式会社取締役社長 水野廉平でございまして、

以上、まことに難駁でございましたが、議案第三十七号につきましての説明にかんじていただきます。よろしく御審議を賜りまして原案とおり御確定くださるようお願い申し上げます。

議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十四番（仲村清信君） ちよつとお聞きしておきたいと思っておりますけれども、この入札の場合、私は、よくこういうことはわからないんですけれども、最低入札価格というものを決めてこういう入札というものはやるものなんですか、そうすると、大体ずらり並んだところを見ますと、非常に僅差で並

んであるわけですが。落札者と二番札との間は、わずか総額の工事請負金額に比べて一割ぐらゐの、百五十万ぐらゐの差しかないわけで、と同時に、一回でこれをサ落札をさせてしまうということには、そういう最低入札価格の設定があつてこういう近い金額が出たから、それで終りにすると。そういうことになれば、では、その最低入札価格の決定をだれかどういう形でやられるのか。その辺をお聞かせ願いたい。

○総務部長（浅見裕康君） 自席からお答え申し上げます。

入札の方法でございますけれども、予定価格というのを設定いたします。それが実質的には、それ以下の金額の場合、全部資格があります。要するに落札の資格があるわけですが。

ただ、競争でございますから、その中の最低の入札価格者と落札ということが一般的なことで、当市においてもそういう形をとっております。それで、いま最低入札価格というふうなお話がございましたけれども、通常設けます別な方法といたしまして、工事の施行の補償というが、そういうものを含めて、それ相当のダンピングで札を入れるというきらいがある

場合は、やはり最低制限価格という方法をとっているわけですが。その場合には、予定価格と最低制限価格との間がいやゆるサ落札の対照になる金額であるということになります。その場合も、やはりその間の金額の中の最低の入札者、その人がサ落札者になるということでございます。したがって、一回目で予定価格を下回ったら、これは一回で、その時点でサ落札者が決定するという方法でございます。

○十四番（仲村清信君） 説明でいけばよくわかるんです。ですから、予定価格と、ダンピングを防ぐための最低価格と、これを二段にセットしているわけですね。これを市の方で契約を請負いさせるには、たとえば一億六千万なら一億六千万がもう上台だと。これ以上だったらは、もう入札のその金額的に合わないからお断りするというふうな、わかりやすく言えば、だけれど、今度は業者によって、仕事を取りたいから、たとえば一億五千と。一億五千を割ったようなものであれば、これはダンピングであるというふうな、最初からセットしておくわけでしょう。そうすると、一億五千がこの工事金額のうちのダンピングでないという積算の根拠というものは、だれかどこでや

っているのか。

私も、この前入札関係で一般質問などしておりますけれども、福生市においてはそれだけの職員を要していないというふうな答弁を聞いておるわけです。そうすると、設計会社はそういうものを出してくるのか、それとも設計会社から出してきたものを市の方で独自に積算して、これが最低価格であるというふうに設定されておるのか。

もっと金額に差があればいいんですけども、大体工事入札の日を見ますと、市役所の方へ私もとまどき来ていると、業者がみんな寄ってその辺でござる大ぜいやっているんですね。あれを市民が見ると、はつきり申し上げて、大体団合でもやっているのではないかというような感じに見られる。ですから、同じ業者間ですから、仲のいいことは私は結構だと思ふけれども、みんながござるぞろと十人ぐらいでもって同じ喫せホ店などへ入って行くような格好は、市の周りでやると、世の中はいま皆々、人が注目しておる時期ですから、好ましくないのではないかというふうに考へるわけでありますけれども、その最低積算の根拠ですね、これは設

計会社に委託して、設計会社の方からその使用材料等を検討しながらこのぐらいがダンピングでないか、現況における業界の値段ではないかというふうなものを出示してくるのか。そういうことになるか、設計会社から入札価格が漏れるという心配があるわけですか。これはよく新聞にも出ております。そうすると、その設計会社からそういう値段が漏れないというふうな管理は、どこでだれがやっておるのか。それで、契約に基づいて設計会社から設計を委託するときに、そういう損害的な賠償の請求等の契約はされてやっておるのか。その辺をお聞きしたいと思ひます。

○総務部長（浅見裕康君） お答えいたします。

ただいま申し上げました最低制限価格というのは、そういう意味ではございません。要するに一般的な入札する場合のいわゆるめどになる額というのは、予定価格という表現を使っております。これによってやっておるわけですか。したがって、そういうことで最低制限価格を設けない場合は、それ以下なら幾らでも落札者になるということになります。

昔、東宮御所ですが、あれのときに一万円という数字を入れた会社かございましたけれども、そういうものについては極端でございますけれども、通常の施行限度の価格というのは、ある程度下がってもそれを落れます、という方法をとっております。

それと、もう一点、誤解があっても困りますので、通常はそういう方法でございます。

それで、先ほど私が触れましたのは、施行のいわゆる能力とか、そういう判断の中で、余リダンピングがあつては困るというふうなものについて設けるものを最低制限価格という表現を使っているわけです。これは仲村議員さんが御指摘の最低の価格とはまた違うわけです。これは要するにそういう危機があります場合は、当市においても、財務規則でそういう規定をしております、それで、その価格の、ではどれぐらいの最低制限価格をするかということにつきましては、いわゆるその基準になるのは、あくまでも予定価格でございます。これの十分の八から三分の二の範囲内においてそれを設定するということになります。特殊な例でこ

ございますけど、当市においても数回それをとったことがございます。

そういうことでございまして、通常の場合は、あくまでも予定価格というものを基準に入札を行つて落札者を決定するという方法をとっております。よろしく願います。

○十四番（仲村清信君）　いまの説明がよく私にはわかりません。

では、この予定価格というものを出す根拠は何かということも聞いておるし、それで、最低価格だと言うのなら、その最低価格というものの積算根拠は、だれがどこで出すのかと。

そして、会社は、指名業者というものは、ここに出ている業者というものは、ほとんどが上場会社であり、このぐらいの工事を請け負ったからといって投げ出すような会社ではないわけです。ですから、一回でやめしまふなければならぬというのだったら、その予定価格の出し方が、もっとだから何回でもやらせて、もっと安くやたらどうかという考え方も持つわけでしょう。予定価格自体が、必ずそれが妥当であるのかないのかと。その予定価格というものを設定する根拠は何かと。そのことにつ

いて答弁が全然なされておられないから私にはわからないと言っています。

○総務部長（浅見裕康君）

これは先ほども御指摘がございましたけれど、いわゆる設計価格です。これを基準に、その施行の難易度、それから諸条件、そういうものを加味して、そういった難易度が少ない場合には、何パーセント設計価格から切る、非常にむずかしい場合には、設計価格におりというふうなことになるておまして、一定の基準に基づいて当市においてはやっております。

通常の場合、さほど予定価格というのは設計金額とそう下回ったものではないというふうな御判断でよろしいかと思ひます。そういう形で決定をしております。それを予定価格として入札のめどにするということとでございます。

○十四番（仲村清信君）

では、いま一度念を押してやります。

要するに、だから私が申し上げるのは、設計事務所が大体、これはこのくらいですよというふうな積算をされるということなんですよ。だから、それならばわかるんです。ですから、設計依頼をしますと

設計会社の方では、大体積算の根拠というものは設計会社が持っているんですね。だから、役所の方では、その設計会社の方から出てきた設計基準の価格のたとえば十分の八とか、そういうものをこちらで計算して、これが大体予定価格であるというふうな設定してあるというならば、私の方もわかるんです。ですから、その点のところをいまい少しは詳しくと説明していただかないと、こちらはこういうことについては素人ですから、わかりやすく説明していただきたい。

そして、それならば、私が心配しているのは、設計会社からの積算価格というものが唯一の根拠となる基準の価格であるというならば、設計会社から情報漏れということもあり得るであらうとこういうことなんです。そうすると、情報漏れがあれば、最低予定価格あたりにずらりと並ぶということも考えられるということなんです。

そうすると、一億五千万からの工事代金のうちに、百五十万ぐらいの差だけでサ落ちてしまったという会社は、いま一度入札をやらせてくれたならば、企業——自分の利益を少しでもカットして、いまい少し安く落し

だかもわからない。私がいま設計会社で計画、積算した価格を根拠として、役所がそれに対する一定の率を掛けて、これを妥当な価格であらうというものを決めると。そして、これ以下であればダンピングだという価格も設定しておるであろう。それと、その予定価格の中に入ったならば、まあまあ妥当な価格であらうという形でこれを落札と。そうすると、今回のこの工事については、もうそのダンピング価格にすれすれぐらいままでいっていたのかどうなのか、こういった疑問も残るわけです。これは私が商売上の計算でやってみて、いっていないなら、いま一回やらせればもっと安かったかも知れない。皆さんの方で、一回でこれがいんだという根拠があるんならば、はっきりとした形でそれをお示しく下さいということです。あくまでも設計事務所で積算したものに對する、いま部長の言うには、十分の八なら十分の八というものをかけた、二割カットぐらいしたものが妥当な価格ではないかというふうに考えてやったんだと。そこでこのところは私もよくわからないから、また後でゆっくり聞いてもいいんですけれど、一応その点だけ、いま質問の内容について答えていただければと思います。

います。

○総務部長（浅見裕康君）

もう一度、では初めからお話し申します。順序を追って御説明申し上げたいと思います。順

まず、私どもの一般的に言っている大きな工事の場合は、御案内のとおり

設計会社へ設計委託申し上げます。それで、一応そういうものが上がってきます。すると、主管の所でそれをチェックします。それで、補助事

業の場合は、それをさらに防衛施設守へ持っていくんです。そこでまた単価その他工法も含めてチェックをいたします。それで、一応合意に

達したものが設計金額として上がってきます。したがって、設計会社で設計した金額が即当市で言っている設計金額にはなり得ないわけですから、そこで、まあ若干違ってくると思います。イコールの場合もあるかも知

りませんが、通常の場合は、変化があって設計金額というのが出て来ます。それを今度は、先ほど申し上げましたような難易度等によってそれをどの程度一分切りと称していただきますけれど、本来的には、設計金額がそういうことで決まったものをさらに切るということについては、

余り本来的には適正ではないというふうな議論もありますけれど、通常の場合、その難易度がございますから、それによって。

その場合、先ほど仲村議員さんが、十分の八というふうには私が申し上げたのを、それを予定価格設定のときの何かやり方だというふうな御理解をいただいたようにございますが、そうではなくて、これは後段で申し上げました最低制限価格を設定する場合の手法で申し上げましたので、これは違ひまして、切っても何パーセントというような数値でとまると思われます。それが要するに予定価格でございます。それによって入札を通常いたしますと、その予定価格を若干でも下回って、なおかつその入札参加者の最低価格の場合、その人が落札者になるということが通常の入札の方法でございますが、もう一度やれば、確かにもう少し下げれば取れたというような意味では、制限なく下がると思えますけれど、一応手続なり手法としては、入札というのはそういうものであるというふうなことになりますので、せりをするというわけにもいきませんもりですから、それで一応落札者が決まるということに相なるわけです。以上です。

○ 二十二番（村尾栄次君）

ちょっとお伺いしたいんですけれども、ジョイントバッチャーということでお伺いしたことがあるんですけれども、市の方としては、ジョイントをやる場合は、金額はどのぐらいの程度からやるとか、そういう基準があるんですか。それを聞きたいんですけれども、どんなふうにするんですか。

○ 総務部長（浅見裕康君）

当市の場合は、設計金額ですけれども、三億以上を超えた場合には、一応丁・Vでやるということでございます。

なお、当市の場合丁・Vというのは、いわゆる中小企業受注の増進という趣旨でやっておりますので、東京都でやっている大手の三者の丁・Vなどというのがありますけれども、そういうものではなくて、中小企業の受注機会の増進という趣旨でやっております。それで、金額は、先ほど申した三億円以上ということに相なっております。

○ 二十二番（村尾栄次君）

さっきの発言の中で、一応要するに入札のことなんでしょうけれども、最低価格とかいうものについて入札価格があるんだと、それは別なんです、ある価格の要するに業者に対する対応というものは

いろいろですね。それで、建設省あたりでは、それは案外にオープンなんです。そんな秘密的なものではなくて、割合に業者に対しては、ある程度オープンです。ですから、市としても、それと最低とかいうことについては、こだわることはないと私は思いますけれども、ただその中で、要するにそれをある程度金額がわかると、それによってやはり談合的なものがあることがあるわけです。そういうことについて非常に注意をしておかないと。ですから、その点が非常にむずかしいので、やはり業者の間ではいろいろ横の連絡、縦の連絡がありますので、そんなに一筋な考えではないかないかもしれませんけれども、そういうふうなことで想定することはないと思いますけれども、ただ、そういうふうな外的に、外にそういう場合が出たというふうなことがあるといけませんので、羽村のような場合があるますので、その点は業者に対してよく注意をして、ということとは市側として考えていたのだと思います。これは返事はいいませんから、より以上厳重に注意をしていくということを要望しておきます。

○十七番（東田正治君）　では、私もこの点についていろいろ出ていますので、

一言要望しておきたいと思ひます。

やはり、丁・Vとか丁・Cとか、こういう三億円以上になりますし、一括して工事をこつやって受注していく場合には、当然地元の業者をぜひ利用していただきたいと、こういうことを前提にしていたのだと思います。当然、こういう一括して大きな工事が出されると、一括して発注してもいいようなことも、一括してやられますと、いま仲村さんが言われていましたけれども、実際、その大手が受けるならいいんですけれども、当然その受ける会社が、やる会社というものは、その下の方に行くわけです。そうすると、どうもその金額が、たとえば二億ぐらいだと、もう次の下に仕事、以降されたときには、二千万ぐらいは頭が引かれてある。そういうような話をこれはちまたで聞こえてくるわけです。

そういうことになりましたと、やはり最低価格かどうか、そういう問題がまた出てくるわけです。それで、その予定単価はどうなっているんだと。その設計単価、予定単価と、それからその入札単価が、そのぐあいかおかしいのではないかというふうなことになるわけですが、一つ

私が言いたいことは、分離発注でやるものは、できるだけ分離発注をして、そして、その中小企業、零細企業の人たちをできるだけ擁護するような、地元の業者の方を擁護できるようになっていくという態勢をぜひつくっていただきたい。これを一つ要望しておきます。

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

これより議案第三十七号について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十七号

は原案のとおり同意されました。

○議長（田村市郎君） 日程第十二議案第三十八号 西住宅地区周辺

排水路（推進部）その一工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君登壇）

○総務部長（浅見裕康君） 御指名をいただきましたので、議案第

三十八号 西住宅地区周辺排水路（推進部）その一工事請負契約に  
ついて説明申し上げます。

本件は、御案内のとおり、昭和五十三年度からいわゆる本町幹線  
として実施してきております西住宅地区周辺排水路（推進部）その一工  
事を施行しようとするものでございまして、その予定価格が九十万円を  
超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処  
分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の議決を得るべく  
提案申し上げます。

御参考までに、本幹線工事の全体計画につきまして簡単に説  
明申し上げますと、幹線ルートは、多摩橋上流をはけ口として、  
市役所北側道路から国道一六号線に抜け、一六号線を通りまして、  
瑞穂町石畑地区の都営住宅を最上流とする延長五・九キロメートルの間  
でございまして、全線完成は、ただいまのところ昭和六十二年というよ